

個人情報ファイルの名称	介護保険システム	
行政機関等の名称	北秋田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険事業の円滑な運営のため、介護保険資格得喪管理、保険料の賦課・徴収、要介護・要支援認定及び介護保険給付業務に利用する。	
記録項目	1 被保険者番号、2 宛名コード、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 電話番号、7 世帯コード、8 住民区分、9 行政区、10 住所、11 申請履歴、12 申請情報、13 訪問調査情報、14 意見書情報、15 審査情報、16 認定情報、17 保険給付情報（サービス提供月、サービス種類、サービス提供事業者名、サービス費用額、保険給付額、自己負担額、公費負担額）、18 介護保険自己負担割合、19 住民税情報（世帯コード、課税区分、合計所得金額、課税年金収入額）、20 介護保険料賦課・徴収情報（保険料額、減免額、所得段階、年金記号番号、納付状況、振替口座・名義人等）	
記録範囲	北秋田市に住民票がある 65 歳以上の方、北秋田市に住民票がある 40 歳以上 64 歳以下の法に定める特定疾病を持つ要介護及び要支援認定申請をされた方、住所地特例施設入所の方	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、本人、代理人、秋田県国民健康保険団体連合会、公用請求による官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	秋田県国民健康保険団体連合会、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関、公用請求による官公署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）北秋田市総務部総務課	
	（所在地）〒018-3392 秋田県北秋田市花園町 19 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施無し）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（又は最終修正日）：令和 8 年 4 月 1 日